

認可保育所 設置者様
幼稚園 設置者様
認定こども園 設置者様
小規模保育事業 設置者様
事業所内保育事業設置者様

横浜市 こども青少年局
保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長

処遇改善等加算 I の算定対象職員にかかる勤務履歴証明資料の保管及び 公定価格の基本分単価に含まれる職員配置確認の徹底について（通知）

日頃より本市の保育・教育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、29 年 11 月 17 日に子ども・子育て支援新制度へ移行後では初めてとなる会計検査院の現地検査が横浜市を対象に実施されました。会計検査院からは処遇改善等加算 I の算定対象職員にかかる勤務履歴証明資料の確認及び公定価格の基本分単価に含まれる職員配置確認の徹底を指導されました。

これを受け、各園においては在職証明など勤務履歴が確認できる資料の保管を徹底していただきますようお願いいたします。

また、公定価格の基本分単価に含まれる職員配置を明確に確認するよう求められましたので、平成 30 年 4 月から雇用状況表を改正し、公定価格の基本分単価に含まれる職員配置を明確に確認できるように改めます。

なお、雇用状況表の新様式については現在作成中ですので、3 月に開催予定の事業者説明会后にホームページに掲載できるように準備を進めます。

公定価格の内容をご理解いただき、適正な書類の管理及び職員配置に努めていただきますようお願いいたします。

※処遇改善等加算関係で会計検査院に求められた資料及び各施設・事業における公定価格の基本分単価に含まれる職員（下線部が現行の雇用状況表では確認できていない部分）は以下の通りです。

【参考 1：処遇改善等加算関係で会計検査院に提出した資料】

（1）対象職員

検査対象年度において勤務した全職員分

（短時間勤務の保育士等含む。処遇改善等加算の申請書に記載されていない者の分を含む。）

（2）提出書類（写しで可）

ア 各給与明細書（4 月～3 月）

イ 履歴書

ウ 資格証明書（資格を要しない事務員、用務員等は除く）

エ 申請書上、「その他の社会福祉施設の通算勤続年数」として記載されている年数を証する書類

オ 出勤簿（4 月～3 月）

カ 検査対象年度における雇用契約書若しくはこれに類する書類（労働条件を記載した書類）

キ （独）福祉医療機構退職手当共済制度に係る 28 年度の掛金納付対象職員届

※施設により名称等が異なると思いますが、相当する書類を提出していただきました

【参考2：基本分単価に含まれる職員構成（「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成29年10月27日）から抜粋）】

1 幼稚園

(ア) 園長

(イ) 教員（教諭）

基本分単価における必要教員数（園長及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下のiとiiを合計した数であること。また、基本分単価には、これとは別に非常勤の講師が配置されていること（教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設に限る。）。

i 年齢別配置基準

4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人

ii 学級編成調整加配

教育標準時間認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に1人

(ウ) その他

i 事務職員及び非常勤事務職員

（注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

ii 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 （注）嘱託等で可。

2 保育所

(ア) 保育士

基本分単価における必要保育士数は以下のiとiiを合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。

i 年齢別配置基準

4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1・2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人

ii その他

a 利用定員90人以下の施設については1人

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人

c 上記i及びiiのa、bの保育士1人当たり、研修代替保育士として年間3日分の費用を算定

(イ) その他

i 調理員等

利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）

ii 非常勤事務職員

（注）施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iii 嘱託医・嘱託歯科医

3 認定こども園

(ア) 保育教諭等

基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。）第 5 条第 3 項の表備考第 4 号に規定する園長が専任でない場合に 1 名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）第 5 条第 3 項に規定する教員を除く。）は以下の i と ii を合計した数であること。また、基本分単価には、これとは別に非常勤の講師を配置すること。

i 年齢別配置基準

4 歳以上児 30 人につき 1 人、3 歳児及び満 3 歳児 20 人につき 1 人、1・2 歳児（保育認定子どもに限る。）6 人につき 1 人、乳児 3 人につき 1 人

ii その他

a 保育認定子どもに係る利用定員が 90 人以下の施設については 1 人

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については 1 人

c 主幹保育教諭等 2 人を専任化させるための代替保育教諭等を 2 人（うち 1 人は非常勤講師等でも可とする）

d 上記 i 及び ii の a、b の保育教諭等 1 人当たり、研修代替保育教諭等として年間 3 日分の費用を算定（保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。）

(イ) その他

i 園長（施設長）

ii 調理員等

保育認定子どもに係る利用定員 40 人以下の施設は 1 人、41 人以上 150 人以下の施設は 2 人、151 人以上の施設は 3 人（うち 1 人は非常勤）

iii 事務職員及び非常勤事務職員

（注）施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 学校医・学校歯科医・学校薬剤師（嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師）

4 小規模保育事業・事業所内保育事業（利用定員 19 人以下）

(ア) 保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育従事者（小規模保育事業A型にあつては保育士）が配置されていること。

i 年齢別配置基準

a 小規模保育事業A型

1・2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

上記はすべて保育士であること。

b 小規模保育事業B型

1・2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

上記のうち、1/2（※本市においては2/3）以上は保育士であること。

c 小規模保育事業C型

子ども3人につき家庭的保育者1人（家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人）

ii その他

a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人（小規模保育事業A型にあつては保育士）

b 上記 i の保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定

(イ) その他

i 非常勤調理員等

ii 非常勤事務職員

（注）管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iii 嘱託医・嘱託歯科医

